

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

津田小学校の職員は

- 1 地域に信頼される職員です。(法令遵守, 厳正な服務遂行, 三悪追放)
- 2 日常の業務点検を行います。(公金管理, 公文書・個人情報の保護)
- 3 児童への範を示します。(服装, 挨拶, 言葉遣い, 掃除, 時間厳守)

不祥事根絶のための行動計画

廿日市市立津田小学校  
作成責任者 校長 渡部 猛

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○服務研修において、職員が役割を担い研修を行っているが、もっと職員一人一人の意識が変わるような効果的な研修にする。	○服務研修の方法や内容等を見直し、より体験的な研修を実施して研修効果が実感できるようにする。	○研修形態を工夫し、討論やロールプレイ等もさらに取り入れていく。 ○研修の方法は不祥事防止委員会で検討する。	○月に1回、服務研修時に低・中・高学年ブロックでチェックリストを活用し、自分の規範意識を振り返る。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○と学校組織として不祥事防止委員会を設けているが、委員各自がさらに主体を持つ必要がある。	○教職員同士のコミュニケーションをさらに促進し、組織で仕事を進めることができるようにする。 お互いの言動を指摘し合える職場環境・人間関係をさらに作っていく。	○学年会や各委員会等で互いの仕事の進捗状況を確認し、特定の者に負担がかからないよう集団でサポートする体制をつくる。 ○児童の状況で悩むことがあれば一人で抱え込まないよう、児童の実態の交流を定期的に行う。 ○管理職への報告・連絡・相談を密に行う。	○暮会で全体に知ってほしいこと状況等があれば情報交換を行い、情報を共有する。 ○毎月1回の不祥事防止委員会で研修内容や共有しておく必要がある事項を確認する。
相談体制の充実	○「体罰, セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を学校だより等で周知しているが、相談は多くない。	○「体罰, セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を繰り返し行い、児童が相談しやすい体制をつくる。 ○児童から確実な情報を得るようにする。	○学校だより等で周知してきたが別途に案内プリントを配付し、保護者や児童等に周知するとともに、保護者・児童から体罰, セクハラについて聴取する。	○学期末に生徒, 保護者及び本校教職員を対象にアンケートを実施し必要に応じて聴取する。

